

会員通知 第24号
平成16年 2月12日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

「定款」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正し、平成16年2月2日以降の日で本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が先物・オプション取引について債務引受けを行うこととし、業務方法書に規定する現物取引に係る清算資格を「現物清算資格」と名称を変更することに伴い、本所「定款」等諸規則に規定する清算資格を現物清算資格と改めるなど、所要の改正を行うものです。

また、本所の市場における「他の会員の役員又は従業員からの受託（地場受け）の制限」において投資信託受益証券の売買の受託を対象外とする「定款」の一部改正も併せて行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 定款中「清算資格」とあるのを「現物清算資格」と改める。
2. 他の会員の役員又は従業員からの投資信託受益証券の売買の受託を地場受けの禁止の対象外とするとともに、「他の会員の役員又は従業員であること知りながら」受託する行為を禁止する旨を定款において明確化する。

なお、「本所が定める日」は、平成16年2月12日といたします。

以上

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(本所の市場における有価証券の売買の態様)</p> <p>第7条の2 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する現物清算資格(以下「清算資格」という。)を有する会員(以下「清算参加者」という。)は、本所の市場における有価証券の売買については、自らの名においてこれを行うものとする。</p>	<p>(本所の市場における有価証券の売買の態様)</p> <p>第7条の2 株式会社日本クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する清算資格(以下「清算資格」という。)を有する会員(以下「清算参加者」という。)は、本所の市場における有価証券の売買については、自らの名においてこれを行うものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(清算受託契約の締結)</p> <p>第25条 非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。)を有する者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>	<p>(有価証券の売買に係る清算受託契約の締結)</p> <p>第25条 非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎ(法第2条第25項に定める有価証券等清算取次ぎをいう。以下同じ。)の委託に関し、他社清算参加者(クリアリング機構の業務方法書に規定する他者清算参加者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>
<p>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</p> <p>第33条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の会員の役員又は従業員であることを知りながら、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の会員から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。</p>	<p>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</p> <p>第33条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けることはできない。</p>

(支払不能の会員に対する処置)

第53条 (略)

2 本所は、前項の規定により会員に対して、会員権の停止を行った場合又は第55条の2の規定により、有価証券の売買の停止の措置(クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。)を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託及びこれらに関する取引の未決済のものについて、他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3～5 (略)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置(クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。)を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のもの他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日以降の日で本所が定める日から施行する。

(支払不能の会員に対する処置)

第53条 (略)

2 本所は、前項の規定により会員に対して、会員権の停止を行った場合又は第55条の2の規定によりクリアリング機構の清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止(支払不能等若しくは証券業の廃止等の公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券の売買の停止の措置を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託及びこれらに関する取引の未決済のものについて、他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3～5 (略)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、当該非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの停止(支払不能等又は証券業の廃止等に係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のもの他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券債務引受業を行う者の指定等)</p> <p>第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、有価証券債務引受業を行わせる証券取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p> <p>(清算参加者の決済)</p> <p>第4条 本所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。))を有する者をいう。)とクリアリング機構との間で行う。</p> <p>(受渡時限)</p> <p>第5条 非清算参加者(定款第24条に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者(当該非清算参加者が定款第26条の規定により指定した他社清算参加者(他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ))を有する者をいう。))をいう。以下同じ。)が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定清算参加者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日以降の日で本所が定める日から施行する。</p>	<p>(有価証券債務引受業等を行う者の指定等)</p> <p>第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、有価証券債務引受業等を行わせる証券取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p> <p>(清算参加者の決済)</p> <p>第4条 本所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(クリアリング機構の清算資格を有する者をいう。)とクリアリング機構との間で行う。</p> <p>(受渡時限)</p> <p>第5条 非清算参加者(定款第24条に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者(当該非清算参加者が定款第26条の規定により指定した他社清算参加者(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算参加者をいう。))をいう。以下同じ。)が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定清算参加者に交付するものとする。</p>

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、株券及び受益証券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は受益証券を引き渡すことができる。</u></p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、<u>指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(売買証拠金の額)</p> <p>第6条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、<u>クリアリング機構</u>が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、<u>指定クリアリング機構清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(売買証拠金の額)</p> <p>第6条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、<u>株式会社日本証券クリアリング機構</u>が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とす</p>

る。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日以降の日
で本所が定める日から施行する。

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されているすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、<u>発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金</u>の代用有価証券から除外する。</p> <p>（削る） （削る）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日以降の日で本所が定める日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されているすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、<u>次の各号に掲げる委託保証金</u>の代用有価証券から除外する。</p> <p><u>（1）発行日決済取引に係る委託保証金</u> <u>（2）信用取引に係る委託保証金</u></p>